

1 申請書 記入要領

- ・「年月日」は提出する年月日を記載してください。
- ・「住所、氏名」の項は、次のとおりです。
- (1) 車庫等、永年の自動車乗入れの場合は、施主(土地所有者)の申請です。
- (2) 建築工事等で、仮設の場合、工事施工者又は施主の申請です。
- (3) 申請者が個人の場合：「住所」、「氏名」、「電話」を記載してください。
- (4) 申請者が法人の場合：「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載してください。「担当者」の欄は所属・氏名を記載してください。
- (5) 「施工目的」の項は、下記の例を参考にして具体的に記載してください。

工事目的の例

- 駐車場等に自動車を乗入れるため
- 建築工事等に伴い道路を防護するため
- 駐車場等の廃止や位置の変更をするため(乗入施設の移設・撤去)
- 私道新設に伴いL形溝を撤去するため
- 建築工事等により損傷した道路を復旧するため
- 細街路整備等、道路拡幅に伴いL形溝を移設するため
- 建築工事等に伴い工事用車両を一時乗入れるため(仮設)

- (6) 「工事概要」の項は、「別紙のとおりとご記載ください。詳細は工事内訳書に記載をお願いします。
- (7) 「工事の期間」の項は、本工事の竣工日まで要する期間を記載してください。
(仮設、仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載してください。)
- (8) 「添付書類」については以下の通りです。
 - ① 案内図：住宅地図等へ現場を朱色で図示してください。
 - ② 現況・計画図：現況平面図、完成後の平面図及び縦横断図
 - ③ 構造図・仕様書：一般的なものについては、窓口でお渡しいたします。足立区のHPでご覧いただけるものもあります。
 - ④ 現況写真：朱色で切下げ位置、支障となるガードパイプ、道路反射鏡、街路樹等を図示してください。
撮影箇所：正面、右斜め、左斜めの3方向から撮影してください。
 - ⑤ 工事内容内訳書(申請書の裏面)：該当する工事内容の数量を記載してください。
 - ⑥ その他 街路樹枯れ補償誓約書、隣地所有者同意書、車庫に入る自動車の軌跡図など必要なもの。
- (9) 「施工方法」の「担当者」と「連絡先」は承認された場合などに、連絡する方を記載してください。
- (10) 「備考」の項は、その他必要に応じて記載してください。

例 工事管理者、警察の意見(協議記録)等の記載

2 自費工事施行承認基準(抜粋)

- (1) 1宅地の切下げは、原則として2箇所までとし、その切下げの間隔を6.5m以上離すこと。
- (2) 隣地の切下げから原則として3.5m以上離すこと。
- (3) 切下げ位置は、道路の交差点及び横断歩道から原則として5.0m以上離すこと。
(東京都建築安全条例第27条)

3 提出部数

正と副各 1 部 計 2 部必要です。（ただし、街路樹の移設がある場合は、計 3 部必要です。）

4 承認までの期間

書類提出後、承認まで 10 日程かかります。余裕をもって提出してください。

5 工事竣工届

工事完了後、工事竣工届(工事着手前・施工中・完了の写真を添付する。)を 1 部提出してください。

※ 自費工事を施工する際、所轄警察署に「道路使用許可申請書」の届出も必要になります。

自費工事承認条件

- 1 工事が竣工したときは、速やかに工事写真及び竣工届を提出し、区職員の検査を受けること。
- 2 工事用材料は、東京都（足立区）土木材料仕様書に適合したものを使用すること。
- 3 工事は東京都（足立区）工事標準仕様書に準じて施行すること。
- 4 工事の施行にあたっては、交通安全について、あらかじめ所轄警察署長の許可を受けること。
また、通行止め等の交通規制を伴う場合は、地先住民や一般通行者の理解を得ること。
- 5 工事の施行にあたっては、事故防止に努めること。施行により第三者に損害を与えた場合は、申請者において解決すること。
- 6 工事の施行により道路、水路、及びその付属物、地下埋設物に損傷を与え、又は損傷を与える恐れがあるときは直ちに届け出て、その指示により必要な措置を講じること。
- 7 工事により発生する又は支障となる道路構造物、道路付属物については、品目と数量を届け出て、区職員の指示する場所に申請者の費用で移設又は運搬集積すること。
- 8 工事により支障となる電気、ガス、水道等の既設占用物件がある場合又は既設占用物に隣接して工事を施行する場合は、当該占用者に届け出て必要な措置を講ずること。
- 9 工事により道路等に付加された物件は、検査の完了をもって区に無償で提供すること。
- 10 工事完了引渡し後であっても、工事の施行不良に起因するものにより工事箇所が損傷したと区が判断した場合は、区職員の指示に従い申請者の費用により修繕、改修等を行うこと。
- 11 申請の目的がなくなったときは、速やかに届け出て区職員の指示に従い、申請者の費用により原形に復旧すること。
- 12 工事は承認条件、添付図書及び仕様書に基づき施行すること。本条件に違反したときは、承認を取り消し、工事の中止、原状回復を命じる場合がある。なお、これらの工事に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- 13 前各号のほか、道路法その他関係諸規定を厳守のうえ工事を施行すること。

(問合せ先) 足立区 都市建設部 道路管理課 占用係 Tel. 03(3880)5907